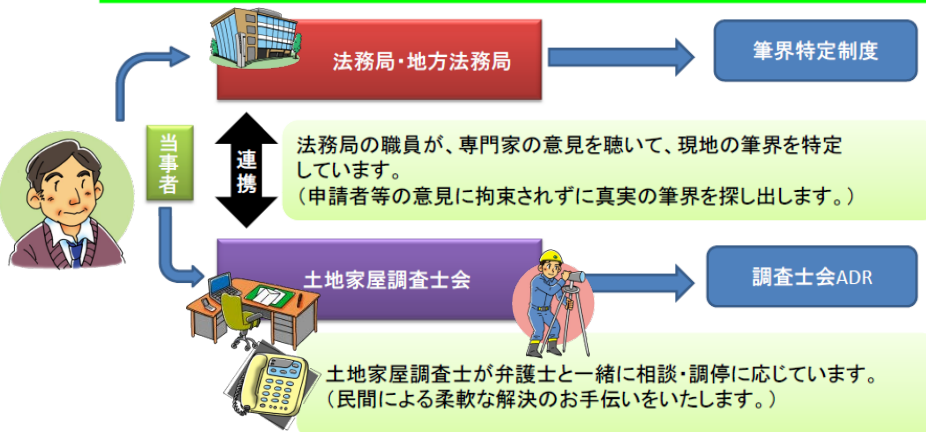


境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



どこが違うの？



- 筆界特定制度は、

公法上の筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境界)の現地における位置を明らかにします。

※ 土地の明渡しなど所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

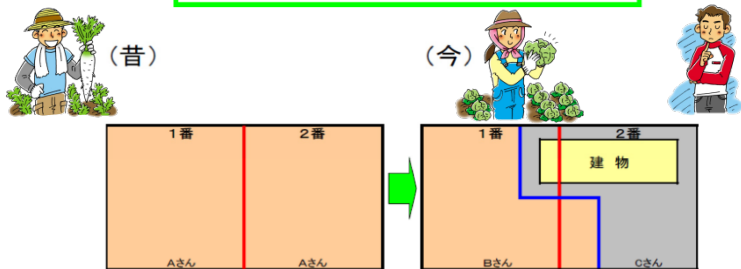
- 土地家屋調査士会ADRは、

境界に関する民事上の紛争について和解の仲介(調停等)によって問題全般を解決します。

※ 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。



筆界？所有権界？

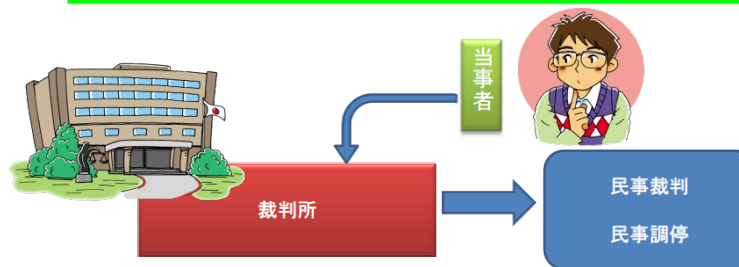


— 筆 界 ... 筆界の位置は、当事者間の売買や交換によって、移動することはありません。

— 所有権界 ... 所有権界の位置は、当事者間の売買や交換によって、移動することがあります。

※ 筆界と所有権界の位置が異なる場合もあります。

もうひとつの解決方法



筆界特定制度についてのお問い合わせは
宇都宮地方法務局不動産登記部門筆界特定室 028(623)0919
土地家屋調査士会ADRについてのお問い合わせは
境界問題解決センターとちぎ 028(307)2187